

# 建築工事届記入要領

- 建築工事届は、建築物の着工動態を明らかにする国の「建築着工統計調査」の基礎資料となる重要な書類です。
- 建築工事届の作成にあたり、基本的な事項は建築基準法を確認し、記入漏れや誤りが無いかなど十分に注意いただきますようお願いいたします。
- 第三面及び第四面について、記入が不要な場合においても提出が必要ですので、第一面から第四面までを一式として提出してください。
- 建築確認申請の審査において、申請内容に訂正などがあった場合、建築工事届についてもあわせて訂正が必要となりますので、ご注意ください。
- 記入要領を参考に建築工事届を作成いただき、建築統計及び建築行政の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

沖縄県土木建築部建築指導課

令和3年11月

# 建築工事届は、床面積の合計が10㎡を超える場合に提出が必要です

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

（第一面）

年 月 日

知事 様

建設地の「都道府県名」を忘れずに記入してください。

建築主

氏名  
郵便番号  
住所  
電話番号

建築主の押印が不要になりました。

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名  
営業所名（建築士事務所名）  
郵便番号  
所在地  
電話番号

工事施工者が未定の場合は、設計者または代理者の名前を記入して下さい。

工事監理者

氏名  
営業所名（建築士事務所名）  
郵便番号  
所在地  
電話番号

構造や規模によって一級・二級・木造建築士でなければ工事監理できない建築物がありますので、ご注意ください。  
※P6表「◎建築士の工事監理範囲」を参照

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日 号  
確認済証交付年月日  
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名  
営業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号

建築工事に伴い、既存建物の除却がある場合は、記入してください。

除却工事施工者の押印が不要になりました。

※受付経由機関記載欄

【1. 建築主】

- 【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村  
 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

- 【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (5)鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3)製造業  
 (4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業  
 (7)卸売業, 小売業 (8)金融業, 保険業 (9)不動産業  
 (10)宿泊業, 飲食サービス業 (11)医療, 福祉  
 (12)教育, 学習支援業  
 (13)その他のサービス業 (14)国家公務, 地方公務  
 (15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 \_\_\_\_\_ 百万円

【ロ. 業種】と【ハ. 資本の額又は出資の総額】欄は、【イ. 種別】が「(4)会社」の場合のみ記入が必要です。

【ハ. 資本の額又は出資の総額】の記入漏れや桁間違いに注意してください。

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 \_\_\_\_\_

- 【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域  
 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域  
 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【イ. 地名地番】の記入漏れに注意してください。

【3. 工事予定期間】

年 月 日から  
 年 月 日まで  
 年 月 間

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

- 【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )  
 (2)居住産業併用建築物 ( )  
 (3)産業専用建築物 ( )

【5. 主要用途】は記入漏れに注意の上、( )はP4~P5の表に従い記入してください。

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】複数棟建築する場合は棟ごとに(1), (2)と記入してください。

- 【イ. 番号】 ( ) ( ) ( )  
 【ロ. 用途】 (多用途) (多用途) (多用途)

【ロ. 用途】建築物に2以上の用途がある場合は最大の床面積の用途を選択してください。

- |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 事務所等        | (1) 事務所等        | (1) 事務所等        |
| (2) 物品販売業を営む店舗等 | (2) 物品販売業を営む店舗等 | (2) 物品販売業を営む店舗等 |
| (3) 工場, 作業場     | (3) 工場, 作業場     | (3) 工場, 作業場     |
| (4) 倉庫          | (4) 倉庫          | (4) 倉庫          |
| (5) 学校          | (5) 学校          | (5) 学校          |
| (6) 病院, 診療所     | (6) 病院, 診療所     | (6) 病院, 診療所     |
| (9) その他         | (9) その他         | (9) その他         |

【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造

【ハ. 工事部分の構造】主たる構造を1つだけ選択してください。

【ニ. 工事部分の床面積の合計】 ( ) m<sup>2</sup> ( ) m<sup>2</sup> ( ) m<sup>2</sup>  
 【ホ. 建築工事費予定額】 ( ) 万円 ( ) 万円 ( ) 万円  
 【ヘ. 地上の階数】 ( ) ( ) ( )  
 【ト. 地下の階数】 ( ) ( ) ( )

【ヘ. 地上】 【ト. 地下】 階数を忘れずに記入してください。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

【7. 敷地面積】新築の場合に記入してください。

【ホ. 工事費】金額は建築設備工事費を含めた金額としてください。(土地代及び造成費用は除く)

**第三面は住宅を建築する場合のみ記入が必要です。**  
**第二面の【5. 主要用途】が住宅以外の場合、（第三面）の記入は不要です（提出必要）。**

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)  
その他 ( (2)増築 (3)改築)

【ロ. 用途】新たに住戸数が増加する場合は「新設」から、増加しない場合は「その他」から選択してください。

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構  
(4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【ハ. 資金】銀行等の融資で建築する場合、「(1)民間資金」を選択してください。

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家 ) ((2)貸家 ) ((3)給与住宅) ((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 ( 戸) ( 戸) ( 戸) ( 戸)

【チ. 工事部分の床面積の合計】 ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)

【ヘ. 利用関係】第二面の【1. 建築主】が「(4)会社」の場合、持家は取得できないことから、「(1)持家」を選択しないでください。

建売住宅を建築する場合、「(4)分譲住宅」を選択してください。

【チ. 工事部分の床面積】住宅部分のみ面積を記入してください。

併用住宅は住宅以外（店舗・事務所等）の部分を除いた面積を記入してください。

共同住宅は共有部分（廊下・エントランス等）を含めた面積を記入してください。

**第四面は建築工事に伴い既存建築物の除却がある場合のみ記入が必要です。**  
**改築工事の場合、除却を伴うことから必ず記入が必要です。**  
**記入を要しない場合でも提出は必要です。**

(第四面)

【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )

(2)居住産業併用建築物 ( )

(3)産業専用建築物 ( )

【2. 除却要因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【3. 構造種別】 (1)木造 (2)その他

【4. 建築物の数】

【5. 住宅の戸数】 戸

【6. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅

【7. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>

【8. 建築物の評価額】 千円

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

① ※印のある欄は記入しないでください。

② 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

① 1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。

② 1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③ 1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④ 1欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を○印で囲んでください。

⑤ 2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑥ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。

⑦ 5欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

⑧ 5欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑨ 5欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，	17
電気・ガス・熱供給・水道業	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
情報通信業	水道業	22
	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
運輸業	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27

卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑩ 6欄は、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。

⑪ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫ 6欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑬ 6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

#### 4. 第三面関係

① 第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

② 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③ 1欄の「ロ」から「へ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のあつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「独立行政法人住宅金融支援機構」住宅とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。

⑥ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で

生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般的には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

- ⑦ 1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑧ 一件の建築工事で1欄の「へ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ② 1 欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
- ③ 1 欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、（注意）3. ⑧に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。
- ④ 1 欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、（注意）3. ⑨に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
- ⑤ 2 欄、3 欄及び6 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

◎建築士の工事監理範囲

延べ面積 (m <sup>2</sup> )		木造建築物				非木造建築物		
		平屋建	2階建	3階建	高さ>13m又は軒高>9m	高さ≤13mかつ軒高≤9m 平屋建・2階建	高さ>13m又は軒高>9m 3階建以上	
延べ面積 (L)	L ≤ 30	誰でもできる				誰でもできる		
	30 < L ≤ 100							
	100 < L ≤ 300	一級・二級・木造建築士				一級・二級建築士		
	300 < L ≤ 500	一級・二級建築士						
	500 < L ≤ 1000	一般					一級建築士	
		特建						
1000 < L	一般	一級・二級建築士						
	特建							

※一般：特殊建築物以外の建築物

特建：特殊建築物のことで、学校・病院・劇場・観覧場・公会堂・集会場・百貨店等を指す。